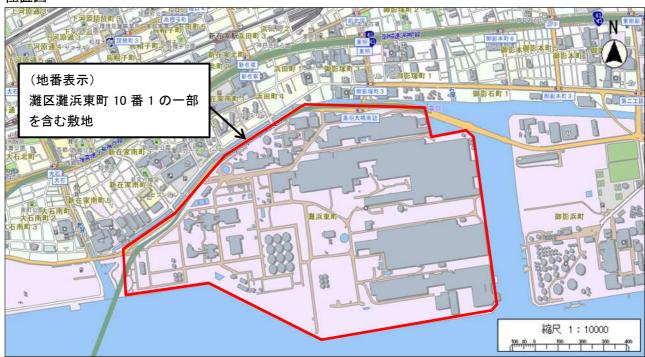
土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

	- WESTER 12.11
1. 区域指定の概要	
指定する区域(地番)	難区灘浜東町 10 番 1 の一部
指定の区分	□ 要措置区域 ■ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和6年1月16日
特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法
	□第3条 □第4条 □第14条 ■その他(第3条第8項)
試料採取等対象物質	第1種特定有害物質全12物質、第2種特定有害物質全9物質
土地の地歴調査結果	・工場として利用。 ・製造工程、試験研究において様々な物質、薬品等が使用されており、特 定有害物質が含まれていた。
土壌の測定結果	・ふっ素及びその化合物 溶出量最大 3.6mg/L (指定基準値 0.8 mg/L、第 2 溶出量基準 24mg/L)
区域指定する 土地の面積	472.1 平方メートル
土壌汚染の原因	事業活動によると思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	□ 健康影響のおそれがある(理由:周辺に地下水飲用井戸がある) ■ 健康影響のおそれはない(理由:周辺に地下水飲用井戸がない)
土壌の直接摂取	□ 健康影響のおそれがある(理由:土壌を直接摂取するおそれがある) ■ 健康影響のおそれはない(理由:一般の人が立ち入る土地ではない)
4. 今後の対応 ・地の形質亦再が行われる際には、国辺環境への影響が生じないよう土壌汚沈対策法に其づき適正	

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正 に措置するよう指導する

位置図



指定区域図

